

○日進市北高上緑地管理要綱

平成24年8月22日

要綱第60号

(目的)

第1条 この要綱は、日進市岩崎町に位置する北高上緑地(以下「北高上緑地」という。)において、里山づくりを推進するために、北高上緑地の管理及び里山づくりに係る事業の実施(以下「北高上緑地の管理等」という。)に必要な事項を定め、里山の多面的機能を市民に周知し、将来の世代へ継承することを目的とする。

(利用時間)

第2条 北高上緑地の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、10月1日から12月27日までの間及び翌年の1月5日から2月末日までの間は、午前9時から午後4時までとする。

- 2 12月28日から翌年の1月4日までの間は、北高上緑地を利用することができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(北高上緑地の管理等の委託)

第3条 市長は、北高上緑地の管理等について、相当と認める者に委託することができる。

- 2 北高上緑地の管理等を受託した者(以下「受託者」という。)は、善良な管理者の注意をもって北高上緑地を利用する者(以下「利用者」という。)に規範を示すとともに責務を周知し、北高上緑地の管理等に努めるものとする。
- 3 市長は、受託者に対し、毎年度予算の範囲内において当該委託契約に基づき委託料を支払うものとする。

(利用者が遵守すべき事項)

第4条 利用者は、里山の多様な公益性を認識し自然環境を保全するとともに、里山の存続に努めるものとする。

- 2 利用者は、立ち入る前に自身の安全確保のために服装等を整え、利用中は落雷、倒木、土砂崩れ等の自然災害の発生に警戒し、むやみに安全を脅かす行為を行わないものとする。
- 3 利用者は、災害及び危険な状況が発生するおそれがある場合は、該当する場所から

速やかに退去するものとする。

- 4 利用者は、市及び受託者の指導に従い、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 竹木を伐採、採取又は植樹してはならない。
 - (2) 土地の地盤の形質を変更してはならない。
 - (3) 施設及び付属物を損傷又は汚損してはならない。
 - (4) 自然環境を損ない公序良俗に反してはならない。
 - (5) 鳥獣等の動物の捕獲、又は植物の採取をしてはならない。
 - (6) 区域に従来から生息している動植物以外を持ち込んではならない。
 - (7) 火気を扱ってはならない。
 - (8) 立ち入りを禁止又は制限している区域に立ち入ってはならない。
 - (9) 犬猫等の家庭における愛玩動物を伴い立ち入ってはならない。
 - (10) 北高上緑地の利用以外の目的で車両等を駐車してはならない。
 - (11) 前各号の規定に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める行為をしてはならない。

(承認を要する事項)

第5条 北高上緑地において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 北高上緑地の全部又は一部を多人数の団体により占有する行為
 - (2) 建築物又は工作物を設置又は仮設する行為
 - (3) 前2号の規定に掲げるもののほか、市長が管理上承認を要すると認める行為
- 2 前項に規定する行為の承認を受けようとする者は、行為を行おうとする日の3か月前から14日前までの間(14日前の日が、日進市の休日を定める条例(平成元年日進市条例第24号)第1条に規定する市の休日に当たるときは、その前日)に、市長へ申請するものとする。
- 3 前項に係る申請は、北高上緑地行為承認申請書(第1号様式)及び北高上緑地行為変更承認申請書(第2号様式)によるものとする。
- 4 市長は、前項の申請書を提出して承認を受けた者に、北高上緑地行為承認書(第3号様式)を交付するものとする。

(適用除外)

第6条 次の各号に掲げる行為を行う場合は、前2条の規定は適用しない。

- (1) 市又は受託者が行う行為及びそれに付随する行為
 - (2) 公共の用に供するために必要な行為
 - (3) 非常災害に対処するために必要な行為
 - (4) 市長がやむを得ないと認める行為
- (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、北高上緑地の管理等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

北高上緑地行為承認申請書

年 月 日

（申請先）
日進市長 あて

申請者 住所

氏名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
（法人の場合は、事務担当者・連絡先）
所属

氏名

電話

次の行為をしたいので、日進市北高上緑地管理要綱第5条に基づき申請します。

行為の内容	
使用する範囲	
使用日時	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

第2号様式（第5条関係）

北高上緑地行為変更承認申請書

年 月 日

（申請先）
日進市長 あて

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

（法人の場合は、事務担当者・連絡先）

所属

氏名

電話

次の承認を受けた行為を変更したいので、日進市北高上緑地管理要綱第5条に基づき申請します。

既に受けた承認の 番号及び年月日	
変更する行為の内容	
使用する範囲	
使用日時	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

第3号様式（第5条関係）

（表）

北高上緑地行為承認書

承認番号：第 号
年 月 日

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

（法人の場合は、事務担当者・連絡先）

所属

氏名

電話

日進市長

年 月 日付けで申請のあった次の行為について、日進市北高上緑地
管理要綱第5条に基づき承認します。

行為の内容	
使用する範囲	
使用日時	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

(裏)

北高上緑地の利用について

北高上緑地を利用する場合は、次の事項を遵守してください。
守れない場合は、利用をお断りする場合があります。

- ① 北高上緑地の自然環境を損なわないように注意してください。
- ② 北高上緑地に入る前に身の安全を確保するために服装を整えてください。
- ③ 北高上緑地内では落雷、倒木、土砂崩れなどの自然災害の発生に警戒し、むやみに自らの安全を脅かす行為を行わないようにしてください。
- ④ 自然災害や危険な状況が発生した場合は、北高上緑地から速やかに退去してください。
- ⑤ 竹木の伐採や植樹を行ってはいけません。
- ⑥ 北高上緑地の地形を変えて道を作ってはいけません。
- ⑦ ベンチや階段などの施設を傷つけてはいけません。
- ⑧ 北高上緑地の自然を損なうこと（サバイバルゲームなど）は禁止します。
- ⑨ 野鳥などの動物を捕獲したり、タケノコなどの植物を採取してはいけません。
- ⑩ 北高上緑地に従来から生息している在来動植物の生息環境を守るため、他地域から外来種の動植物を持ち込んではいけません。
- ⑪ 火気を使用してはいけません。
- ⑫ 市が立ち入りを制限している区域は、危険があるため立ち入ってはいけません。
- ⑬ 野生動物が逃げってしまうため、家庭における愛玩動物（ペット）を連れて北高上緑地に入ってはいけません。
- ⑭ 駐車場は、北高上緑地の利用時間内のみ利用できます。また、目的外の駐車は固くお断りします。
- ⑮ 承認を受けた者は、承認書を携帯してください。市、又は市から委託を受けた者が確認のため承認書の提示を求めることがあります。

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第5条関係)